

院殿竹内殿、此外末御入候なり、此御人數も准后にて御入候者、可被送申也、門跡にて御入候者、縦准后にて御入無之候といふとも、必送被申候也。

同十日

一 攝家御事、攝家の内にて被送申方在之と申は、御童形并御官大納言迄は、不被送申候也、大臣以上の時被送申也。

一 清華の御事、御淺官の時は不及申、御官大臣にて御入候へども、清華は被送申さず候。

〔年中恒例記〕年中御對面并雜事少々

正月六日

一 御所々々并上々より御文參、御返事御所々々へは御自筆被參之、又は大上臈御筆也、安禪寺殿よりも、其旨御所々々より參御使には、帶二筋被下之、上々より參御使には、帶一すち被下之、奉行左京大夫局杉原につゝみて出也。

八日

一 護持僧門跡略○中參賀

一 門跡は准后に御なり候てのちにおくり御申也、いかに門跡にて御入候得共、准后にて御座候はねば、おくり御申無之、常興説也、宮御門跡は又替るべし。

一 護持僧事

三寶院門跡 聖護院門跡

十日

一 攝家清花并公家同官務外記、典藥又門跡并法中參賀也。

一 攝家は任大臣以後おくり御申也、清花其外の公家衆は、たとひ太政大臣に被任候へ共、おくり